

# 中小企業退職金共済制度 (中退共制度)

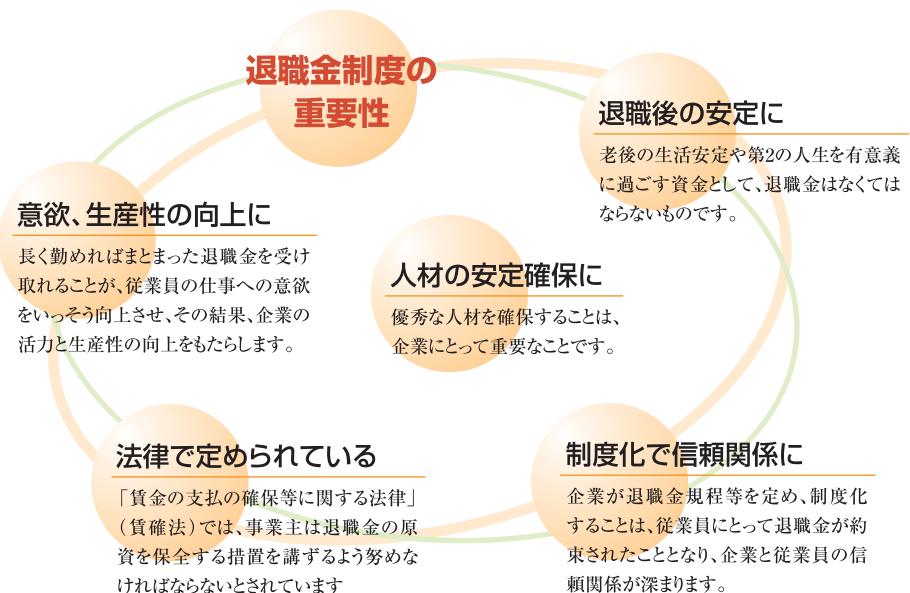
中小企業の退職金、国がサポート。

## 中退共制度とは

中小企業の退職金を国がサポートします。

昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基き設けられた制度です。運営については、「中小企業退職金共済法」に基き設立された(独)労働者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっております。

平成19年度より敦賀商工会議所においても業務受託できるようになりました。



## 制度のしくみ

中退共制度は、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です。

- ①事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- ②毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- ③従業員が退職したときは、その従業員の請求に基いて機構・中退共から退職金が直接支払われます。

